

会 議 録

審議会等の 名 称	令和6年度 瑞穂市防災会議 令和6年度 瑞穂市水防協議会		
開 催 日 時	令和7年2月28日（金曜日）午後1時30分から午後2時30分		
開 催 場 所	ココロかさなるCCNセンター 5階 第4会議室		
議 題	1. 瑞穂市地域防災計画修正（案）について 2. 瑞穂市水防計画修正（案）について 3. 報告事項 ・市防災事業について		
出 席 委 員	会長	森 和之	（瑞穂市長）
	委員	鈴木 猛久	（岐阜県危機管理政策課 岐阜地域防災対策監）
	委員代理	桃木 優一	（国土交通省 中部地方整備局 木曽川上流河川事務所 副所長）
	委員代理	児玉 忠哲	（岐阜土木事務所 施設管理課長）
	委員代理	高井 信秀	（北方警察署 警備課長）
	委員	梶浦 要	（瑞穂市 副市長）
	委員	磯部 基宏	（瑞穂市 企画部長）
	委員	佐藤 彰道	（瑞穂市 健康福祉部長）
	委員	桑原 秀幸	（瑞穂市 都市整備部長）
	委員	矢野 隆博	（瑞穂市 環境水道部長）
	委員	服部 照	（瑞穂市 教育長）
	委員	井上 新司	（岐阜市消防本部 瑞穂消防署 署長）
	委員	馬淵 晃	（瑞穂市消防団 団長）
	委員代理	武藤 亮	（西日本電信電話㈱ 岐阜支店 災害対策室 主査）
	委員	長沼 啓太	（中部電力パワーグリッド㈱ 岐阜支社 主任）
	委員	溝口 明宏	（東邦ガスネットワーク㈱ 西部計画センター岐阜事務所 所長）
	委員	若園 明裕	（（一社）もとす医師会 会長）
	委員	豊田 鐘三	（（一社）岐阜県LPガス協会 本巣支部 支部長）
	委員	松野 守男	（瑞穂市緊急対策協力会 会長）
	委員	久富 和浩	（（福）瑞穂市社会福祉協議会 事務局長）
欠 席 委 員	委員	松實 崇博	（国土交通省 中部地方整備局 岐阜国道事務所 所長）
	委員	毛利 謙三	（（一社）もとす歯科医師会 会長）
	委員	梅田 裕治	（本巣地区トラック協議会 会長）
	委員	葛西 信三	（（公社）岐阜県バス協会 会長）
	委員	馬淵 一弘	（瑞穂市自治会連合会 会長）
	委員	林 洋子	（瑞穂市女性防火クラブ連絡協議会 会長）

公開・非公開の区分	公開
傍聴人数	1人
審議の概要	開 会 瑞穂市防災会議及び瑞穂市水防協議会の委員が同じであるため、同時開催とする。 なお、瑞穂市国民保護協議会は、瑞穂市国民保護計画に改正が無いため開催しない。 1. 会長（市長）挨拶 今年は強い寒気の影響で大雪・なだれになっているところがあり、大船渡市で大規模な山火事もあった。災害はいつ発生してもおかしくない時代になっている。 現在行われている市議会では次年度予算でトイレカー購入を考えているほか、防災減災条例の制定議案もあり、委員のかたにあつては防災減災条例に対する意見も頂きたく、次年度はこの会議の開催が増える場合もある。 毎年どこかで大きな災害が発生しており、皆さんの意見も賜りながら進めていきたい。 2. 会議の運営方法について 委員25名中、会議出席者は19名で過半数以上であり会議は成立する。 傍聴希望者がおり、傍聴を許可する。 会議録は要点筆記とし、発言者名等はすべて公表とする。 事務局作成の会議録の確認は、会長（市長）と馬淵晃委員（瑞穂市消防団長）が行う。 3. 議題（1）瑞穂市地域防災計画修正（案）について 改正内容について、資料（令和6年度瑞穂市地域防災計画の修正の概要）に基づき事務局より説明。 【質疑・意見等】 ◆矢野 隆博委員（瑞穂市 環境水道部長） 一般対策編の本部組織で、組織改正により変更になる「環境経済部」の長が「環境水道部長」となっているが、「環境経済部長」の誤りではないか。 ○事務局 誤りのため、修正する。 4. 議題（2）瑞穂市水防計画修正（案）について 改正内容について、資料（令和6年度瑞穂市水防計画の修正の概要）に基づき事務局より説明。

【質疑・意見等】

特になし

5. 議題（3）報告事項について

市において、令和6年度に実施した防災事業及び令和7年度に予定している防災事業の主なものについて事務局より説明。

【質疑・意見等】

◆森 和之会長（瑞穂市長）

備蓄については報告が義務化されるという動きがある。これに伴い、公表も必要になると思われる。備蓄品については今まで以上にしっかり計画してやっていく必要がある。

◆松野 守男委員（瑞穂市緊急対策協力会 会長）

私は今年自治会長をしているが、要支援者に関する情報が不足しているように感じる。民生委員のかたはそうした情報を持ってはいるが、守秘義務があり公開できない。何かあったときに最初に動けるのは地元住民なのだが、個人情報保護の観点もあり、今はどこに誰が住んでいるかも分からない状況で、発災時にいざ救援に動けるかに不安を感じる。

○事務局

避難行動要支援者名簿（以下、要支援者名簿）については自治会長・民生委員に対してお配りしている。毎年4月に更新をかけ、順次お渡ししている。そのうえで、地域で顔の見える関係を築いていくことが必要になる。

また、昨年より防災士会を組織し、現在60名の登録がある。今後はその防災士が中心になり、より顔の見える関係を築いていくことで、地域の防災力向上につながると思っている。

◆松野 守男委員（瑞穂市緊急対策協力会 会長）

要支援者名簿について要望があればお出しする、という事だが、自治会長の責任が重いように感じるが。

○事務局

要支援者名簿については年度当初の自治会連合会総会および自治会長説明会においても、希望があればお出ししますという説明は行っている。

この要支援者名簿は、支援を要する一定の要件を満たした世帯に通知し、名簿記載に同意のあったかたについて記載しており、全てのかたを記載しているものではない。また、情報は自治会長・民生委員のほか、消防や警察などへも提供を行っているものである。

◆武藤 亮委員代理（西日本電信電話(株) 岐阜支店 災害対策室 主査）

N T Tでは県の避難所運営マニュアルの改訂を受け、各避難所に設置している緊急時の災害用公衆電話の強化に取り組んでいきたいと考えている。

災害用公衆電話は、災害時に通信の孤立が発生し携帯などが使えなくなった際にも機能するものであるが、使われていないところも多くあった。より使っていただくために市との連携を進めていきたい。

◆若園 明裕委員（(一社) もとす医師会 会長）

前に金沢市で日本医師会の会議があり、その中で医師会が持っている訪問看護ステーション等の災害時の活用方法についての話が出たが、台風時にヘルパーや訪問看護師が、サービス後には路面が水没し命の危険を感じた、という事があった。

昨年の台風10号の際、大垣市では17回くらいレベル4や5の警報（避難指示等）の情報が出されていたが、瑞穂市ではこうした情報はどのように出されているか。

○事務局

瑞穂市では台風10号の際は情報の発令には至らなかったが、河川の氾濫についてのレベル3（高齢者等避難準備）以上の情報の発令は、河川の水位状況が一定に達した段階で発令を判断して出していくものとなっている。

◆若園 明裕委員（(一社) もとす医師会 会長）

そうした情報はピンポイントで出されることがあるが、それらはLINEやメールなどに登録していれば、自動で届くものであるか。

○事務局

瑞穂市ではみずほ市民メールでその地区に登録していれば、発令時に自動で届きます。

閉 会

事務局
（担当課）

瑞穂市 企画部 市民協働安全課
TEL 058-327-4130
FAX 058-327-7414
e-mail siminkyo@city.mizuho.lg.jp